

第3次柳川市子ども読書活動推進計画



柳川市立図書館 30 周年記念デザイン (2024)
市立図書館のマスコットマーク「ライブくん・ラリーちゃん」

令和 8 年 (2026 年) 4 月

柳川市教育委員会

はじめに

読書は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を豊かなものにするなど、人生をより深く生きる力を身につけていくために欠くことのできないものです。また、将来を担う子どもが健やかに成長していくためには、市民一人ひとりが読書の意義を理解し、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進することが重要です。

国は、平成13年（2001年）12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、読書活動のための環境整備の必要性を示しました。

本市においても、平成27年（2015年）2月の「柳川市子ども読書活動推進計画（第1次計画）」に続き、令和2年4月に第2次計画を策定し、子どもの読書活動に関する取り組みを推進してきました。

これまでの間、新型コロナウイルス感染症の流行に起因する様々なものに対する取り組みの変化や学校におけるICT環境の整備の進展など、子どもたちの読書環境は大きく変化してきました。

加えて、柳川市では、令和4年（2022年）5月に大牟田市、みやま市、長洲町とともに、「ありあけ圏域電子図書館」の共同運用を開始し、電子図書という新たな読書スタイルも構築しています。

こうした中で、さらなる子どもの読書活動を推進するため、前計画の基本的な考え方は継承しつつ、これまでの成果と課題、社会情勢の変化を踏まえ、「第3次柳川市子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

本計画に基づき、家庭・地域、保育所・認定こども園、学校、市立図書館などが連携して、子どもの読書活動の支援に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました策定委員の皆さまをはじめ、ご協力くださいました関係各位に、心から感謝申し上げます。

令和8年（2026年）4月

柳川市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1. 子どもの読書活動の意義	
2. 子どもの読書活動の現状	
3. 国の動向	
4. 県の動向	
5. 柳川市の動向	
第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	5
1. 計画の趣旨	
2. 計画の目標	
3. 計画の位置付け	
4. 計画の期間	
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組	8
1. 家庭・地域	
2. 保育所・認定こども園	
3. 学校	
4. 市立図書館	
第4章 計画の効果的な推進に向けて	23
1. 図書館等との連携	
2. 啓発・広報等の推進	
3. 財政上の措置	
4. 今後の取組	
資料編	
資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	
資料2 柳川市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	
資料3 柳川市子ども読書活動推進計画策定委員名簿	
資料4 柳川市子ども読書活動推進計画策定経過	

第1章 計画策定の背景

1.子どもの読書活動の意義

子どもたちを取り巻く社会的課題は多岐にわたり、貧困、虐待、孤立、教育格差などが、子どもの成長に影響しています。子どもの心に潤いを与えることは、現代社会の緊急課題です。

読書活動は、言葉を学び、豊富な知識や経験を積むだけでなく、想像力や表現力を高め、感性を磨き、人生をより深く生きるための力を育て、子どもたちの人間形成に不可欠です。そのためには、子どもたちに読書の重要性和楽しさを知らせ、体感させることが大切です。

また、幼児期の読み聞かせは心の発達に大きな影響を与え、その後の子どもの心の健全な成長を促すこととなります。

国では、「子どもの読書活動推進に関する法律」（平成13年法律第154号）が施行され、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とし、子どもにとっての読書活動の重要性が明記されています。

子どもの読書活動推進のため、地方公共団体もこの法律に定める基本理念にのっとり、読書活動の推進に努めることが求められています。

2. 子どもの読書活動の現状

令和6年（2024年）に実施された全国学校図書館協議会による学校読書調査の結果によると、1カ月の平均読書冊数は、小学生13.8冊（前年度比+1.2冊）、中学生4.1冊（前年度比-1.4冊）、高校生1.7冊（前年度比-0.2冊）と小学生は若干増加しているものの、中高生は減少しており、学年が上がるとともに減少幅は大きくなっています。

また、不読者（5月1ヶ月に本を1冊も読まなかった人）の割合は小学生が8.5%（前年度比+1.5）、中学生23.4%（前年度比+10.3）、高校生48.3%（前年度比+4.8）と学年が上がるとともに増加しています。

柳川市では子どもの読書活動の推進に力を入れており市立図書館や学校図書館を活用した取り組みが行われ、市内の小中学校では、朝読書の時間を設けるなど、日常的な読書習慣を育む環境づくりを推進しています。

しかし、家庭での読書時間の確保が課題となるなか、インターネット環境の整備やスマートフォンの普及による読書離れ・活字離れが進んでおり、家庭、地域、学校等が連携したさらなる工夫が求められます。

■1ヶ月の平均の読書冊数(全国)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学生(冊)	12.7	13.2	12.6	13.8
中学生(冊)	5.3	4.7	5.5	4.1
高校生(冊)	1.6	1.5	1.9	1.7

■不読者（5月1ヶ月に読んだ本が0冊の児童生徒）の割合(全国)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学生(%)	5.5	6.4	7.0	8.5
中学生(%)	10.1	18.6	13.1	23.4
高校生(%)	49.8	51.1	43.5	48.3

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症影響のためアンケート未実施

3. 国の動向

国では、本とふれあうことによって、子どもたちは言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。そこで、子どもの読書活動を国を挙げて応援するため、平成12年（2000年）を「子ども読書年」と定め、翌年の平成13年（2001年）12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。これを受けて、

国は平成14年(2002年)8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次計画)を策定し、平成20年(2008年)3月に第二次計画を、平成25年(2013年)5月に第三次計画を、平成30年(2018年)4月には第四次計画を、そして令和5年(2023年)3月には第五次計画を策定しました。

第五次計画では、急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠とされています。全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進を基本的方針として、家庭・地域・学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要があると示されています。

4. 県の動向

福岡県では、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条(都道府県子ども読書活動推進計画等)に基づき、平成16年(2004年)2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、平成22年(2010年)3月に第二次計画を、平成28年(2016年)8月に第三次計画を、そして令和5年(2023年)12月には第四次計画が策定されています。

令和5年度から令和9年度までのおおむね5年間を計画期間とする第四次計画では、①家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進、②施設・設備等の環境の整備・充実、③図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化、④子どもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及という計画推進のための4つの基本方針を掲げ、子どもの読書活動の推進に努めています。

5. 柳川市の動向

柳川市では、平成27年(2015年)2月に「柳川市子ども読書活動推進計画(第1次計画)」を策定し、その後、令和2年(2020年)4月には第2次子ども読書活動推進計画を策定しました。

第2次計画では、第1次計画を継承し、①家庭・地域・幼稚園等・学校・市立図書館での子どもの読書活動の推進、②子ども読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援、③子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動を計画目標と掲げ、子どもの読書活動推進のため、家庭や地域、幼稚園・保育園(所)・認定子ども園、学校、市立図書館が相互に連携しながら取り組みを進めてきました。

乳幼児期から家庭での読書活動を推進するため、「ブックスタート事業」として読み聞かせや趣旨説明とともに絵本を届け、さらに、フォローアップとして、3歳児健診時には健康づくり課を通じ絵本リストを配布してきました。

地域においては、市内に6館1室を持つ市立図書館の特性を活かし、貸出をはじめ、乳幼児や児童等を対象におはなし会・スタンプラリー・映画会などを身近な分館等で開催しています。

保育所・認定こども園では、身近で目のつく場所に絵本等を配置したり、年齢や興味に沿った絵本を揃えたり、読書活動の環境整備を進めています。さらに、おはなし会や読み聞かせを通じて、本への興味を育む取り組みを行っています。

学校現場では、読書活動を学力向上や豊かな心の育成に位置づけ、読書ボランティアによる朝の読書活動の実施や図書委員会による取り組みを進めています。

また、PTAとの連携により、家族みんなで読書の習慣を共有する家読（うちどく）（※1）の推進にも取り組んでいます。

市立図書館では読書スタンプラリー等のイベントや定期的なおはなし会等の開催、インターネット予約の改善など、利便性向上と子ども向けサービスの充実を図っています。

その間の令和2年度から3年度には新型コロナウイルス感染症の影響で、臨時休館や各種イベントの中止が相次ぎましたが、学校や保育所・認定こども園と協力して、感染対策を徹底し、可能な限り、子どもたちへ本の提供を行いました。

第3次柳川市教育大綱においては、生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進を柱に図書館サービスの利用促進の取組を掲げ、生涯学習を支える図書館等の充実を図っています。

また、令和7年（2025年）3月に策定された「第3期柳川市子ども・子育て支援事業計画」においても、安心して子どもを生み育てることができる支援の充実、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めるため、ブックスタート事業や読書感想画募集事業等により読書への興味を高め・関心を深めていく取り組みを掲げています。

今回、第2次計画の計画期間が終了したことを踏まえ、第2次計画での取組の成果と課題、社会情勢の変化等を踏まえ、今後5年間の本市の子ども読書活動の推進を図るために「第3次柳川市子ども読書活動推進計画」を策定します。

※1「家読（うちどく）」・・・「朝の読書」で読書の習慣を身につけた子どもたちを手本に、家庭でも読書を習慣づけようと、本を介して家庭間のコミュニケーションを深めることを目的とし、家庭で一緒に本を読んで語り合うことなどを勧めている。

第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

第3次柳川市子ども読書活動推進計画（以下「本計画」という。）は、子どもが自主的な読書活動ができる環境を総合的に整備し、読書のきっかけづくりや読書活動の習慣化を図り、子どもの読書活動がより一層活発になるよう、これまでの取組の成果や課題を検証した上で、家庭・地域・保育所・認定こども園・学校・市立図書館が相互に連携し、次に示すような子どもの発達段階に応じた読書活動を推進していくことを目的としています。

<胎児期>

受精後8週以後から出産までの期間でも胎児の耳が聞こえていることは医学的に証明されています。豊かな言葉の語りかけは胎児にとって非常に有益であり、妊婦がリラックスしている状況は胎児によい影響を与えます。この時期の胎児への語りかけを推進します。この早い時期での働きかけは、保護者への読書啓発にもつながります。

<乳児期>（0歳～1歳半）

乳児期は、子どもが自己を形成していく上でも保護者等まわりにいる大人からの語りかけがとても大切な時期です。赤ちゃんの頃から、保護者等まわりの大人たちが愛情たっぷりの語りかけをすることで、情緒が安定し豊かな感性が育まれます。この時期に親子で一緒に絵本を見ることは、子どもにことばの獲得だけでなく、スキンシップを通して親子の絆を深める重要な役割を果たします。このような絵本をみる楽しい時間を早い時期から習慣として持つことが必要です。

<幼児期>（1歳半～6歳）

幼児期は、絵本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結びつけたり、想像をふくらませたり、読んでもらった本を自分で読もうとしたりするなどして、本を楽しむことができるようになります。そのため、この時期は、想像力や新しいものをつくり出す力が培われるとともに、言葉も豊かになってきます。

なお、この頃になると保育所・認定こども園に通う子どもも多く、保育者等（※2）や友だちと一緒に絵本などを見たり、聞いたりすることは、同じ世界を共有する楽しさや心を通わせる一体感などを味わう貴重な体験となります。

※2 保育者等・・・幼稚園教諭、保育士など

<小学生>(6歳~12歳)

小学校は子どもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所であり、この時期の読書活動推進の中心的な役割を果たす重要な場所です。

低学年では文字を習い自分でも本を読めるようになります。長いお話も理解できるようになるので、読み聞かせなどにより本に親しんだり、読書を楽しんだりする時間を作ることが大切です。

本の楽しみを味わった子どもは、中学年以上になると読みごたえのある物語や古典的名作、科学や歴史の本なども読むことができるようになっていきます。そこで、学校や図書館などで様々な種類の本を上手に紹介してあげることが重要になります。ブックトーク(※3)はその点でとても効果的な方法です。また、家庭でも楽しんで読書する習慣をつくるのが大切です。

<中学生から高校生>(12歳~18歳)

中学生期は、生徒会活動や部活動への参加により、学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間が増加するなど、生活リズムが大きく変化することにより、家庭で読書をする時間が減少する傾向にあります。また、心身が著しく成長するに従って、不安定な時期を迎え、家庭でのコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上での大きな力になります。

高校生期は、視野が広がり、興味・関心が多岐にわたることから、この時期に多くの本を読むことは、人間としての在り方や生き方を考えることにつながり、自らの生き方について考え、主体的な進路の選択と決定に影響を与えるとともに、生涯を通じて読書を楽しみ、学び続けていく上での大きな力になります。

また、中学生・高校生の時期においては、多様なメディアに触れる機会が増える一方でインターネットを適切に使いこなす能力を身につけなければなりません。さらに、読書に対する関心が低下しないようにするための働きかけが大切です。

※3 ブックトーク・・・一つのテーマに沿っていろいろな種類の本を紹介していき、違った分野の本に興味を持ってもらい、読書の幅を広げるきっかけをつくること。

2. 計画の目標

- (1) 家庭・地域・保育所・認定こども園・学校・市立図書館における子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭・地域・保育所・認定こども園・学校・市立図書館がそれぞれの担うべき役割を明確にし、主体的かつ関係機関が相互に連携した取り組みを進めていきます。

- (2) 子ども読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

子どもの自主的な読書活動を推進するために、資料の充実と施設等の環境整備を図ります。また、読書活動の専門的職員や読書ボランティアの育成や資質向上等に努め、その活動を支援していきます。

- (3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの自主的な読書活動を推進するために、関係者だけではなく市民全体で子どもの読書の意義や重要性について理解し、関心を深める必要があります。そのための講演会や研修会・イベント等の開催など啓発活動を進めます。

3. 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第8条（子ども読書活動推進基本計画）の規定に基づき策定された国の基本的な計画『第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（令和5年3月制定）』と、同法第9条（都道府県子ども読書活動推進計画等）の規定により策定された『第四次福岡県子ども読書推進計画（令和5年12月）』を基本とし、本市の状況を踏まえた計画として策定します。

また、「柳川市総合計画」、「柳川市教育大綱」、「柳川市子ども・子育て支援事業計画」及び「柳川市教育施策」との整合性を図り、「子どもの読書活動」を対象とする計画として策定します。

4. 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1. 家庭・地域

子どもが本に親しみ読書を習慣として身に付けていくためには、家庭や地域での日常的な読書環境づくりが重要です。読書を通じて語彙力や理解力が向上し、創造力や思考力が養われます。

また、家庭や地域での読書活動は、親子のコミュニケーションを深め、地域全体で子どもたちの健全な成長を支援し環境を作り上げる重要な役割を果たします。

柳川市では家庭や地域と連携しながら、以下の取組を通して子どもの読書活動を推進していきます。

(1)家庭での子どもの読書活動の推進

①「読み聞かせ」(※4)等の充実と参加の呼びかけ

市立図書館や保育所・認定こども園、校区のコミュニティ施設では、赤ちゃんから小学生までを対象にした「おはなし会」や子どもの読書活動推進に関するさまざまな行事を開催しています。

しかしながら、地域での「おはなし会」への参加が少なくなっており、校区のコミュニティ施設でも継続していくことが難しい状況です。

これらの行事を周知するためには、地域の読書ボランティアや活動グループと協力し、ポスター・チラシや広報誌によるPRが有効です。

さらに、テーマに沿った本や絵本・紙芝居を使った「おはなし会」や「読み聞かせ」など、親子で参加し触れ合える魅力的な行事をより多く提供するとともに、開催の機会や内容の充実を図る必要があります。

※4 「読み聞かせ」…主に子どもに対して、絵本などを見せながら、読んで聞かせること。本に対する興味を育て、読書へのきっかけとして効果が期待される。

②ブックスタート事業（※5）の推進

柳川市では、子ども読書活動推進の一環としてブックスタート事業を実施し、乳幼児期から本と親子のふれあいを支援しています。子育て支援課と図書館が連携して絵本や絵本リスト等を配布し、読み聞かせの大切さを伝えるほか、ボランティア団体とも協力して、読み聞かせや相談支援を行い、地域全体で子どもの読書環境づくりをすすめています。

また、赤ちゃんや保護者の読書に対する関心を高めるため、保護者のための読み聞かせ講座や成長段階に応じた絵本の紹介を行う場の設定を行います。

(2)子どもの読書活動推進のための環境整備

①選定絵本・図書リストの活用

市立図書館では3歳児健診時に「3歳児と楽しむ絵本のリスト」を配布し、保護者に対し、図書情報を提供しており、乳幼児から就学前までの発達段階に見合った絵本を選定して、家庭での読書活動を支援しています。

また、学校では、各学年の教科書に沿った選定図書のコーナーを設置したり、教科書に掲載されている本を中心に選定したリストを配布しています。

さらに、各学年で国語の教科書に掲載されている図書を中心に「必読書」を選定し、1年間で選定された図書を読み終えるなどの取り組み等を行っています。

今後も、市立図書館や学校で、子ども向けの図書リストを作成し、子どもの成長や状況に応じた図書情報を提供・共有し、家庭・地域では子ども向け図書リスト等の情報の活用を通じた読書活動の推進を図ります。

②学童保育所における読書活動の充実

施設の状況に応じて、「おはなし会」や「読み聞かせ」を開催したり、読書コーナーを設置したりして、遊びの中で本とふれあい、読書に親しめる環境を整備しています。

また、市立図書館の集配型の団体貸出を利用して、読書ボランティアによる紙芝居等の「読み聞かせ」を行っています。

今後も、市立図書館や読書ボランティア等による支援・協力を得ながら、楽しい読書行事の開催や読書コーナーの充実を図ります。

※5「ブックスタート事業」・・・1992年に英国ブックトラストの推進によりイギリスのバーミンガムで始まった運動。自治体の乳幼児健診などの際に図書館職員やボランティアなどが、読み方や接し方の説明をしながら絵本を手渡す。

■学童保育所における読書活動状況

(学童保育所数 14)	実施学童数	実施頻度
1. 職員によるおはなし会や読み聞かせ	14ヶ所	不定期～週1.2回
2. ボランティアによるおはなし会や読み聞かせ	3ヶ所	月1回～年2回
3. 読書コーナーの設置	14ヶ所	-
4. 団体貸出の利用	12ヶ所	-

③子育て支援センターにおける読書活動の充実

市内4ヶ所に設置された「子育て支援センター」では、未就園児とその保護者が絵本の「読み聞かせ」を開催しています。

読み聞かせを通じて、親子のコミュニケーションが図れるよう、絵本の選び方や「読み聞かせ」の技術等を伝える、「絵本の読み聞かせ方」の講演や保護者・読書ボランティアによる「読み聞かせ」などを行っています。

また、一部の中学校の出張ひろばでは、「あかちゃんおはなし会」を実施しており、ひろばの案内や、市立図書館で行われる「あかちゃんおはなし会」等のお誘いを行っています。参加された保護者が興味を持ち、保護者同士の情報交換を通じて会への参加は増えています。

今後も子育てに関する相談やイベント等の取り組みを通じ、子どもが本と出会う機会を提供していきます。

(3)子どもの読書活動を深めるための啓発活動

①「読書活動関連講座」の開催

子どもが読書の意欲を高め、自主的に読書習慣を身につけていくよう、身近にいる大人に対して、読書活動の意義や重要性について、普及啓発する講座や教室、講演会の開催に努めます。

②「子ども読書の日」・読書週間の取組

4月23日は「子ども読書の日」(※6)として制定(「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月施行)されています。

子ども読書週間及び秋の読書週間を読書に対する意識を向上させる契機と捉え、関係機関が連携し様々なイベントなどの開催や啓発活動を行います。

※6 「子ども読書の日」…「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき制定され、国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている。

③「家読（うちどく）」の取組

子どもの読書習慣の修得のためには、家庭における読書環境の整備が重要です。普段から身近な所に本があり、子どもの周りにいる大人が本に親しむ姿があれば、子どもが読書に興味を持つきっかけとなります。

保育所・認定こども園は、親子ふれあいデーを設定するなど、家庭での「読み聞かせ」の働きかけを行い、購入している絵本や雑誌の貸出も行っています。

学校では、「家読（うちどく）」の取り組みとして、家族で誰とどんな本を読んだのか「うちどくカード」に記入してもらい、「家読（うちどく）」おすすめの本の展示等を行うなど、家族の協力により家庭での読書の効果が上がっています。

「家読（うちどく）」は、本を介した家族間のコミュニケーションを推奨する運動です。保育所・認定こども園や学校、生涯学習課、市立図書館では「家読（うちどく）」を推進し、家庭での読書環境が整備されるよう、PTAと連携した取り組みを進めます。

2. 保育所・認定こども園

幼児期の読書活動は子どもたちの言語能力や思考力を育む重要な役割を果たします。絵本や物語を通じて感受性や想像力が養われ、豊かな表現力を身につけることができます。

また、読書は子ども同士や大人とのコミュニケーションを深め、情緒の安定にもつながります。そのため、保育所・認定こども園は、子どもの発達段階や興味や関心、季節に応じた絵本を選んで読み聞かせをし、本に親しむきっかけづくりに努めています。

さらに、家庭でも、こうした取り組みがなされるよう、保護者へ積極的に働きかけていきます。

(1) 保育所・認定こども園での子ども読書活動の推進

① 絵本や物語に親しむ取組

保育所・認定こども園は、保育者等による絵本の「読み聞かせ」や紙芝居を積極的に取り入れ、絵や言葉の中に喜びや楽しさを見つけるための読書活動を行っています。

また、保護者や小学生、読書ボランティアによる絵本の「読み聞かせ」や貸し出し等を取り入れているところもあります。

読書ボランティアの「読み聞かせ」は保育者とは違う気持ちで聞くことができ、さらに、子どもたちの読書の世界観が広がります。また、子どもたちと年齢が近い小学生による「読み聞かせ」は、自分もしてみたいと思うきっかけを作り、誰かに読んであげたいという気持ちを育んでくれます。

今後も、市立図書館とも連携し、子どもが様々な本に出会える環境づくりを計画的に進めていきます。

(2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者への支援

① 図書スペース確保と図書の充実

保育所・認定こども園は、子どもたちがいつでも好きな絵本や様々なジャンルの本に触れることができるように、「図書コーナー」を設置して、自発的な読書習慣や継続的な読書活動が促進されるよう働きかけていきます。

また、市立図書館の団体貸出等を利用し、子どもが手に取りたくなるような魅力ある図書の充実を図ります。

② 市立図書館分館・分室の利用促進

市立図書館本館から遠距離にある保育所・認定こども園は、園児への読書支援ができるよう、分館の利用に努めるとともに、子どもの興味や関心に沿った図書の充実に努めていきます。

さらに、市立図書館では、全館で資料の入れ替えや新しい本の購入など、資料の充実に努めます。

■各館ごとの児童書蔵書数

(冊)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本館	59,292	59,908	63,080	64,357	67,489
三橋図書館	23,714	23,441	22,221	22,529	22,546
雲龍図書館	10,400	11,185	11,041	11,693	11,032
両開分館	10,757	11,176	11,306	10,315	9,428
昭代分館	10,851	11,000	10,652	11,327	11,325
蒲池分館	10,861	10,627	11,015	10,852	10,934
水の郷分室	4,317	4,382	4,366	4,507	4,179
合計	130,192	131,719	133,681	135,580	136,933

③推進者(※7)への支援

子どもたちの読書活動に携わる保育者等、保育所・認定こども園で活動している読書ボランティアや保護者ボランティアの資質向上のため、関係機関等が開催する読書活動関連の講演会や研修会などへの参加促進に努めます。

(3)子ども読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書活動の取り組みを広く周知するために、保育所・認定こども園を通じて市立図書館で実施される読書活動関連行事やイベントなどの情報の提供に努めます。

※7「推進者」・・・物事を前進させる人。プロジェクトや活動などを積極的に推し進め、達成に導く役割の人。

3. 学校

学校における読書は、子どもたちの思考力や表現力を育むだけでなく、豊かな感受性やコミュニケーション能力の向上にもつながります。

また、読書を通じて多様な価値観や知識に触れることができ、社会性を高めるとともに自己理解を深める力を養います。

さらに、読書活動は学習意欲を引き出し、主体的に学び続ける姿勢を育む基盤となります。

子ども一人ひとりが生涯にわたって読書に親しみ、読書を通じて生活を豊かにすることができるよう支援を行っています。

(1)小・中学校での子ども読書活動の推進

①学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取組

学校では、「読書の時間」の確保や地域の読書ボランティア等による読み聞かせ、また学校図書館資料を活用した授業の展開などを進めています。また子どもたちが読書活動に興味を持つように、しおりコンクール、読書月間、読書標語などの取り組みも行っています。

学校における読書活動は、読書が子どもの人間形成や情操を育て、豊かな知識の宝庫であることを子どもたちに理解、経験させる上で、重要な役割を担っています。

今後も引き続き、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等で、学校図書館を活用した授業を展開することや、読書ボランティア派遣事業を積極的に活用することなどにより、子どもたちの読書に親しむ習慣を育成していきます。

②学校図書館の充実

学校図書館の運営は、司書と図書館教育担当教諭が中核となり、全教職員に提案して取り組んでいます。加えて、子どもたち（図書委員会）も図書館業務に関わることで、図書館の適正な利用等呼びかけるなど、読書の楽しさや大切さを教師、子どもたち双方で伝え合う活動の浸透を図ります。

また、市立図書館と連携して、団体貸出などを活用し、子どもたちの読書活動を充実させていきます。

(2)高等学校等の読書活動の推進

市内の高等学校や特別支援学校、専門学校が市立図書館と情報交換、連携しながら団体貸出などの図書館サービスを利用しています。子どもの主体的な読書習慣を確立させるために、朝の読書活動などの一斉読書の機会を設けるなど、読書活動の一層の定着を図ります。また、各教科の学習と関連づけた読書活動や、学校図書館を活用した調べ学習などを、年間の指導計画に位置づけ実施することも大切です。

(3)子どもの読書活動推進のための環境整備

①学校図書館の蔵書データベースの活用

小中学校図書館の蔵書のデータベース化を進め、学習に必要な資料を探したり、調べ学習で活用しています。

今後は、学校図書館と市立図書館のそれぞれのデータベースを活用した取り組みを推進していきます。

②学校図書館の図書資料の充実

子どもたちが興味関心のある図書や学習資料の充実を図るとともに、学習・情報センターとしての機能を更に向上させるために必要な予算確保に努めます。

同時に、図書資料の継続的・計画的な購入、入れ替えにより蔵書の充実を図り、子どもからのリクエストやニーズに応えられる学校図書館を目指します。

また、市立図書館、県立図書館とも連携強化を図り、学校図書館間、学校図書館と公立図書館との相互貸借を行うなど、さらに効果的な学習ができるよう支援していきます。

③学校図書館の環境整備

学校図書館は、子どもたちを対象にすることから、図書や資料を揃えるだけでなく、子どもたちが楽しく利用しやすい環境を整備することが必要です。

そのために図書の配架やレイアウト、分類表示、書架サイン、新刊や季節に合わせたコーナーの設置など、子どもたちが興味・関心を引くように工夫を凝らし、わかりやすく魅力ある読書環境づくりに努めていきます。また、各学校の特色を生かした環境整備を進めていきます。

④ボランティア団体との連携

保護者、読書ボランティアや地域ボランティア団体の読み聞かせなどの活動により、子どもたちの読書に親しむ習慣の形成や学校における読書活動の充実・促進が図られます。今後も継続して連携を図っていきます。

⑤読書活動推進スタッフの配置

学校図書館の活性化を促進するために、司書教諭や図書館教育担当者、学校司書の果たす役割は、ますます重要になっています。学校図書館長（校長）と連携し、引き続き、これらの専任スタッフの適切な配置と、図書館教育研修会等への積極的な参加を推進し学習活動への支援や学校図書館の運営改善に取り組んでいきます。子どもの学習活動や読書活動を推進していくためには、学校全教職員の協力が必要であり、校内研修や研究会などが充実したものとなるよう取り組んでいきます。

(4)子ども読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①読書関連行事などの実施

市内各校では、「子ども読書の日」や「読書週間」に合わせ、読み聞かせや図書館クイズ、おすすめの本の紹介など、読書への意欲や関心を高め、本に親しむための取り組みを行っています。

②PTAとの連携、保護者への働きかけ

家庭での読書を推進するため、PTAと連携し「家読(うちどく)」を推進しています。

また、「図書館だより」などを定期的に発行して、読書の意義や成長期に合わせた推薦図書の紹介、読み聞かせボランティアの募集などの情報提供を行っています。

4. 市立図書館

市立図書館は、子どもの読書活動の推進拠点として中心的機関の役割を担っており、本館、三橋図書館、雲龍図書館ほか、3つの分館と1つの分室で構成されています。

市立図書館は、この幅広いネットワークにより豊かな読書体験を提供し、子どもたちの創造力や思考力を養います。

また、様々な本に触れることのできる学びの場として子どもたちの成長を支援しています。

(1)市立図書館での子どもの読書活動の推進

①団体貸出の実施

保育所・認定こども園や学童保育所、学校、読書ボランティアグループ等に対して、貸出冊数300冊以内、貸出期間1ヶ月以内という条件で随時、本を貸し出しています。

また、保育所・認定こども園や学童保育所に対しては、100冊以上の集配型団体貸出を行い、子どもたちが、身近なところで様々な本に触れることができるような機会と自由な読書環境の提供に努めています。

■団体貸出利用状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体数	84	84	85	81	84
貸出冊数	41,425	45,792	41,944	41,050	39,298

②ブックスタート事業の充実

市立図書館では、平成15年度（2003年度）から関係課やボランティアと連携をとりながら、4か月児健診時に、赤ちゃんと保護者が絵本を介して、読書に向き合う「ブックスタート事業」を実施しています。

しかしながら、コロナ禍を機に4か月児健診が集団健診から個別健診へ変更されたため、市立図書館でブックスタートパックを配布しているものの、ブックスタートの趣旨の伝達や対面での「読み聞かせ」ができていません。

今後の対応として、子育て支援課やボランティア団体と協力し、対面での読み聞かせや発達段階に応じたおすすめ絵本を紹介できる場を設定するなど、保護者のブックスタートに対する理解と関心が深まる取り組みを検討します。

■ブックスタートパックの配布

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者(人)	423	356	354	303	294
配布数(個)	413	343	324	245	218
配布率(%)	97.6	96.3	91.5	80.8	74.1

③読書ボランティア派遣事業の実施

子どもの読書活動を推進するため、市立図書館は読書ボランティア団体等と学校とのコーディネーターとなって、読書ボランティアを学校へ派遣し、朝読の時間での「読み聞かせ」を実施しています。

派遣スタッフの確保に努めるとともに、ボランティアの資質向上のため研修会等の実施に努めます。

■読書ボランティア派遣実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	10	10	15	17	21
クラス数	87	90	123	132	161

④学校への協力

ア. レファレンス(※8)の支援の充実

市内の小中学校から授業内容に沿った資料提供の要望を受け、市立図書館の資料を収集、貸出を行っています。また、「調べ学習」(※9)に関して、テーマ別の資料を貸し出し、児童生徒個人の利用への対応も行っています。

イ. 市立図書館利用説明会の実施

小学校低学年の時から市立図書館に親しんでもらうため、また、市立図書館利用時のマナーを身に付けてもらうため、小学2年生を対象に市立図書館利用説明会を開催しており、すべての児童が参加できるよう学校との連携を深め、市立図書館を利用するきっかけづくりを進めていきます。

※8「レファレンス」・・・何らかの情報を求めている利用者の質問に対し、回答となる情報や回答の含まれる情報源を提示・提供する業務のこと。

※9「調べ学習」・・・子どもが自分自身の力で課題を設定し計画を立てて解決をする、自ら学び自ら考える自主的、自発的な学習の方法。

■図書館利用説明会参加実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施校数(校)	17	19	19	19	19
実施対象者数(人)	503	543	496	480	492
新規登録者数(人)	340	356	331	334	338

ウ. リサイクル本(※10)の活用

市立図書館で除籍した児童書について、リサイクル本としての活用ができるよう市内小中学校へ情報提供を行っています。

エ. あめんぼ読書感想画、ヤング川柳の募集

子どもたちが本に親しむきっかけづくりとして、市内小中学校の児童生徒等を対象に、あめんぼ読書感想画やヤング川柳などの作品募集を行っています。

■あめんぼ読書感想画、ヤング川柳応募数 (点)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
読書感想画	136	186	139	140	152
ヤング川柳	2,539	1,910	1,871	2,833	2,358

オ. 市内小中学校の特別貸出の実施

通常の団体貸出と別途、各小中学校の学校司書及び市立図書館が選書した図書の特別貸出を通じ、子どもたちが本を身近に親しめるよう取り組んでいます。

また、学校司書との意見交換を行いながら、特別貸出用の本の充実を図っていきます。

■学校特別貸出実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加校数(校)	13	13	17	14	11
貸出冊数(冊)	3,637	3,953	4,556	3,995	3,968

※10「リサイクル本」・・・図書館で除籍した資料や受け入れをしなかった寄贈図書を再利用すること。

⑤電子図書館（※11）の利活用

令和4年（2022年）5月、本市の他2市1町による共同運営の電子図書館（ありあけ圏域電子図書館）の運用を開始しました。いつでもどこでも、パソコンやスマートフォン等の機器から、インターネット上で電子書籍を楽しむことができ、読書離れした子どもたちの興味を引き付け、子どもたちが自ら進んで、本に親しむことができるよう、その利用拡大とその周知に努めます。

■ありあけ圏域電子図書館利用件数 (件)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10才以下	59	69	90
10代	129	80	55

(2)子どもの読書活動推進のための環境整備

①児童コーナーの充実

子どもが自由に読書活動を行えるように、市立図書館では分室を除く6つの図書館に児童コーナーやおはなしの部屋を設置しています。また、本館・三橋図書館には授乳コーナーや子どもトイレを設置し、赤ちゃんから小学生まで利用しやすい環境を整備しています。

今後も引き続き、保護者と子どもと一緒に利用しやすい環境を確保し、児童書の充実を図るとともに、子どもの読書ニーズに応じた図書の充実を図ります。

■児童書蔵書数 (冊)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全館	130,194	131,719	133,683	135,581	136,933

②ヤングアダルト（※12）コーナーの充実

子どもから大人へと成長する時期にある10代の子どもは、最も読書離れが懸念される年代でもあります。

ヤングアダルトコーナーでは、中高生に関心の高い本、お薦めの本、新着本、著名な作家の図書を紹介・展示し、読書や市立図書館に関心を持たせるための環境を整備しています。

※11「電子図書館」・・・パソコンやスマートフォンなどの電子機器を使って、電子書籍を借りて読むことができるインターネット上の図書館。文字サイズ変更や音声読み上げ機能もあります。

※12「ヤングアダルト」・・・中高生など、子どもと大人の中間に位置する年代。

③インターネット（タブレット）コーナーの設置

インターネットの普及は、子どもの読書離れが進むひとつの要因となっていますが、一方で、子どもがタブレット端末を使い情報の収集や調査研究を行うことも必要です。

そのため、市立図書館では分室を除く6つの図書館にタブレット端末の貸出サービスを行っています。貸出端末は、フィルタリングソフトにより有害サイトへのアクセスを規制するなど、子どもが安全かつ気軽に利用できるサービスの充実を図ります。

④障がいのある子どもへのサービスの充実

障がいのある子どもにも等しく読書の楽しさを感じてもらうためには、不自由さに応じた利用しやすい環境を整えることが必要です。

書架と書架の間を車いすが通れる幅員を確保したり、段差をなくすなど、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備面での配慮をしています。

令和4年（2022年）5月からは、本市の他2市1町で共同運営による電子媒体による書籍（文字サイズ変更や音声読み上げ機能が可能）の貸出等も行っています。

市立図書館本館では令和6年に音声拡大読書器「よむべえ」を導入しました。

また、本館や三橋図書館では点字資料コーナーを設置し、点字本やさわる絵本（※13）や布絵本（※14）などの貸し出しも行っています。

今後は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年）や「福岡県読書バリアフリー推進計画」（令和5年）に基づき、障がいのある子どもの読書環境等の整備・充実を図ります。

⑤「あかちゃんタイム」（※15）の設定と「あかちゃんおはなし会」の開催

本館では、毎週土曜日に「あかちゃんタイム」を設定し、子ども連れの利用者が気兼ねなく図書館を利用できる環境を提供しています。

また、第4土曜日の「あかちゃんタイム」と並行して開催している「あかちゃんおはなし会（※16）」を継続して取り組みます。

※13 「さわる絵本」・・・視覚障がい児のために布やビニール、毛皮など様々な素材でつくられた絵本。

※14 「布絵本」・・・布などを使い、アプリケなどの手法で作られた絵本。

※15 「あかちゃんタイム」・・・子ども連れの方にも図書館でゆっくりと過ごしてもらう時間。

※16 「あかちゃんおはなし会」・・・0、1、2歳児とその保護者を対象としたおはなし会。

⑥特設コーナーの設置

図書館各館では、季節に関連する本、話題の本を展示するコーナーを設置し、利用者が本を手に取り、読みたくなるような工夫を継続していきます。

⑦「家読（うちどく）」コーナーの設置

図書館本館児童コーナーに「家読（うちどく）」におすすめの絵本を展示するなど、家読の取り組みの推進に努めます。

⑧子育て情報コーナーの設置

図書館本館の児童コーナーに、「赤ちゃんと楽しむ絵本リスト」や「3歳児と楽しむ絵本リスト」のほか、子育てに関する雑誌やパンフレット等を子育て情報コーナーとして設置し、乳幼児期からの読書への関心が深まるよう工夫しています。

⑨図書館司書おすすめの本（乳幼児向け）の設置

図書館本館の児童コーナー入口に、乳幼児向け絵本を設置し、乳幼児期からの読書への関心が深まるよう努めています。

(3)子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①図書館行事の開催

子どもたちが、図書館に関心を持ち、楽しい気持ちで図書館に足を運べるよう、各館の機能と特徴を活かして、「おはなし会」や映画会、スタンプラリー、工作教室等の各種行事の充実を図ります。

また、館内に雛飾りやこいのぼり等の季節を感じる飾り付けを行うなどの雰囲気づくりを進めます。

②広報活動の充実

毎月、「新着図書リスト」を作成し、各図書館や市役所カウンターに設置するとともに、市内小中学校や高校等に配布しています。

また、「広報やながわ」や市公式ウェブサイトにも各種行事の案内等を掲載し、市民に対する啓発活動の充実を図ります。

(4)専門的職員の配置と育成

①研修会の開催と外部研修会への派遣

子どもの読書活動の充実を図るためには、司書等の専門的職員の適正な配置が必要です。子どもの読書ニーズを的確にとらえ、深めることが出来るように、研修会の開催や職員派遣を通じ、専門的職員の配置と育成に努めます。

第4章 計画の効果的な推進に向けて

1. 図書館等との連携

(1) 図書館相互や関係機関との連携

子どもの読書環境をより充実させるため、公共図書館相互の連携のみならず、学校図書館等とも連携し、読書活動を推進する取り組みを進めます。また、市立図書館は学校や保育所・認定こども園、ボランティア団体、子育て支援課等とも積極的に連携し、子どもの読書活動を推進する様々な取り組みの充実に努めます。

(2) 学校図書館との連携

学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であり、読書指導の場としての機能も備えていることから、子どもに質の高い読書の機会を提供する場所となります。

今後、より効果的なものとなるよう、市立図書館と学校図書館が連携し、図書館利用説明会や団体貸出等、子どもの読書活動を推進する事業に取り組みます。

2. 啓発・広報等の推進

子どもの読書活動に関しては、幅広く情報を共有し、子どもの読書活動への関心と理解が、関係者だけではなく、市民の間にも広く深めていくことが重要です。

そこで、読書活動推進のイベント等の案内を、市報や市公式ウェブサイト等の広報媒体で積極的に活用し、子ども読書活動の推進に関する情報を広く市民に発信します。

3. 財政上の措置

(1) 市は、この推進計画書に示された各種施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(2) 市は、推進計画書に示された子どもの読書活動の推進に関する各種施策のための必要な財政上の措置を講ずるよう、国・県に働きかけます。

4. 今後の取組

柳川市子ども読書活動推進計画策定に携わった関係機関や団体との意見交換等を行い、本計画の円滑な推進に努めます。

資料編

- 資料 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 資料 2 柳川市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 資料 3 柳川市子ども読書活動推進計画策定委員名簿
- 資料 4 柳川市子ども読書活動推進計画策定経過

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○柳川市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とし、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、本市の子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「子ども読書活動推進計画」という。)を策定するため、柳川市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども読書活動推進計画の審議、策定等に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育園及び幼稚園の関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 読書ボランティア関係者
- (5) 関係行政機関の職員及び市の職員
- (6) 前各号に定める者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了する。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部図書館において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する

柳川市子ども読書活動推進計画策定委員名簿

令和7年度（2025年度）

No.	所 属	氏 名	備 考	
1	柳川市小中学校校長会	萩野 なぎさ	やまと小学校校長	会 長
2	柳川市保育協会	山田 元子	両開保育園園長	副会長
3	柳川市私立幼稚園	草野 ひずる	ポッポ幼稚園園長	
4	読書ボランティア	高口 和代	柳川おはなしネットワーク 代表	
5	福岡県教育庁 南筑後教育事務所	東 圭希	社会教育室社会教育主事	
6	柳川市保健福祉部 子育て支援課	横山 久美	子育て支援課長	
7	柳川市教育部 学校教育課	大淵 祐二	教育指導室指導主事	
8	柳川市教育部 生涯学習課	樺島 貴信	生涯学習課長	
9	柳川市教育部 柳川市立図書館	松永 浩一	図書館館長	

柳川市子ども読書活動推進計画策定経過

日 程	実施項目
令和7年 (2025年) 8月29日	第1回策定委員会 ・委嘱状・任命書交付 ・会長、副会長選任 ・子ども読書活動推進計画の趣旨・目的等の概要説明 ・第3次柳川市子ども読書活動推進計画策定(案)について説明 ・今後の計画策定スケジュール(案)の説明
9月	関係各課・機関・団体 ・シート(現状・課題・成果・取組内容等)への記入・提出
10月	事務局 ・シートのとりまとめ ・事務局素案の作成
11月13日	第2回策定委員会 ・柳川市子ども読書活動推進計画(案)について 事務局素案の検討
令和8年 (2026年) 1月23日	第3回策定委員会 ・柳川市子ども読書活動推進計画(案)について 事務局素案の検討及び原案決定 パブリック・コメントの実施について
2月1日～25日	パブリック・コメント実施
3月25日	第4回策定委員会 ・パブリック・コメントの報告について ・柳川市子ども読書活動推進計画(案)について 計画最終案の決定
3月31日	第3次柳川市子ども読書活動推進計画の決定
4月	柳川市教育委員会報告 ・教育委員会定例会での報告 議会報告 ・教育民生常任委員会への報告

第3次柳川市子ども読書活動推進計画

発行 令和8年(2026年)4月

事務局 福岡県柳川市教育委員会
(柳川市立図書館)

〒832-0042 福岡県柳川市一新町3番地1

TEL 0944-74-4111 / FAX 0944-74-4946

URL <https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp>

E-mail toshokan@city.yanagawa.lg.jp